

## 各種スポーツ大会遠征費補助金交付要綱

(補助金について)

第1条 全道・全国規模のスポーツ大会出場の際に、スポーツ大会遠征費補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、選手若しくは引率者であり、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し学校（小学校、中学校、高等学校、大学）に通学する児童、生徒又は学生
- (2) 市内に拠点をおくチームの指導者等かつ(1)の引率であり別表1の規定に当てはまる者

(対象となる大会)

第3条 次の各号の全てに該当する大会で、本市以外で開催されるものを対象とする。ただし、会長が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 次のいずれかの団体が主催又は共催、後援する大会
  - ア 公益財団法人日本スポーツ協会加盟の競技団体
  - イ 公益財団法人北海道スポーツ協会加盟の競技団体
  - ウ 全国中学校体育連盟
  - エ 北海道中学校体育連盟
  - オ 公益財団法人全国高等学校体育連盟
  - カ 全国高等学校野球連盟
  - キ 日本スポーツ少年団
  - ク 北海道スポーツ少年団
- (2) 上記団体が主催する全道大会又は全国大会
  - ア 全道大会の条件  
基本、地区予選を経て出場することを条件とするが、「苫小牧選抜」に選出された場合のほか、予選等が開催できない競技についても、該当年度に1人1回対象とする。
  - イ 全国大会の条件  
全道大会を経ての出場や、全道で選抜され「北海道選抜」として選出された場合を対象に、該当年度に1人1回対象とする。
  - ウ ただし、参加しようとする全道大会及び全国大会は、交流や研修等を目的とした大会や応募者全員が出場できる大会等は対象外とする。

(申請者)

第4条 補助の申請ができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、会長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 苫小牧市スポーツ協会加盟の各競技団体会長
- (2) 苫小牧市スポーツ少年団本部長
- (3) 出場団体の代表者
- (4) 出場学校の代表者

(補助対象経費と補助金の額等)

第5条 補助金の交付対象として認められる経費は、次の各号のとおりとする。

- (1) 交通費及び宿泊費
- (2) 第3条に該当する事業に関わる経費で、別に定める基準によるもの
  - 2 補助金の額は、別表1のとおりとする。ただし、前項第2号に規定する経費は別に定める。

(交付申請)

第6条 交付申請の提出期限は、遠征出発日の2週間前とする。期限を過ぎてからの申請は認めない。

2 提出書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 参加者名簿(様式第2号)
- (3) 積算内訳表(様式第3号) ※対象者が全て高校生の場合には必要ありません
- (4) 大会要綱(申請大会の要綱及び予選の要綱)
- (5) 参加登録状況がわかるもの(エントリーシート等)
- (6) 宿泊施設の予約証明又は領収書等(概算払いのみ事前提出が必要)  
※対象者が全て高校生の場合には必要ありません
- (7) その他会長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 実績報告の提出期限は、助成事業終了後、当該会計年度終了までとする。

2 提出書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 実績報告書(様式第5号)
- (2) 大会成績報告書(様式第6号)  
※高校カテゴリーの団体スポーツにつきましては、申請後に怪我などで遠征に行かない場合が想定されますことから、大会成績報告書のほかに開催地に行ったことがわかる書類を併せて提出ください。(試合のエントリー表や宿泊証明書等)
- (3) 精算内訳表(様式第7号) ※対象者が全て高校生の場合は必要なし
- (4) 大会結果がわかるもの
- (5) 宿泊証明書(領収書等)  
宿泊証明書は、対象者が宿泊したことが証明できる領収書等とし、総数での領収書等は認めない。  
対象者個人が何泊したか確認できるものが必要であり、対象者を証明できない場合は、補助対象とならない場合があります。
- (6) その他会長が認める書類

(委任)

第8条 補助金を請求するにあたり、申請者と受領者が異なる場合は、委任状(様式9号)を提出すること。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。